

寒川町まちづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 6 月 9 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 24 号

寒川町まちづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町まちづくり寄附金条例施行規則(平成 22 年寒川町規則第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 寄附者が指定代理納付者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者をいう。以下同じ。)に寄附金を納付させる場合は、寄附金の申込みを取り扱うことについて町と契約した事業者が運営するホームページからの申込みその他これに類する方法をもつて前項の受付に代えることができる。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 5 寄附金を受け入れた後に、当該寄附金の受入れが第 3 項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、当該寄附金の受入れを取り消し、当該寄附金を返還するものとする。この場合において、町は、当該返還金に係る利息等を支払う義務を負わない。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定による公表において、指定代理納付者に寄附金を納付させた寄附者については、匿名を希望したものとみなし、その氏名又は団体名を公表しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。